

# 狭い道路を広げて 安全で快適な まちづくり

皆さんの住んでいる地域の生活道路は、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が通行できる幅がありますか。

狭い道路はこうした活動の妨げとなるだけでなく、日常の交通や日当たり、風通しなどの生活環境の面から多くの問題を抱えています。

市では、これらの狭い道路を、市民の皆さんのが住宅などの新築や増改築をする際に整備し、将来に向けて災害に強く、安心して住むことができるまちづくりを目指しています。

狭い道路拡幅整備は、後退した部分（後退用地）を建築主や土地所有者から寄付または使用貸借の承諾をいただき、市が舗装などの整備をして道路を広げる事業です。

## 狭い道路拡幅整備とは

### 道路の幅は 4メートル以上必要です

建築基準法では、幅4メートル以上の道路に接した敷地でなければ建物を建てることがないと定められています。ただし、4メートル未満の道路でも、都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並んでおり、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合には、道路の中心線から2メートル後退すれば建築することができます。この場合、新築・増改築の建物はもちろん、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この境界線まで後退（※）していただきな

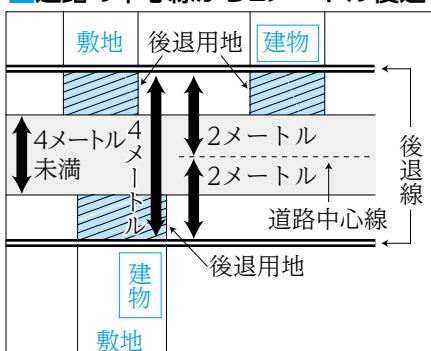
道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4メートルの線まで後退した敷地に建築計画のある人は、建築指導課☎(632)2574へご相談ください。  
※下の図の斜線部分は、建物を建てる時の敷地面積に算入されません。

### 事業への協力は 報奨金などの特典も

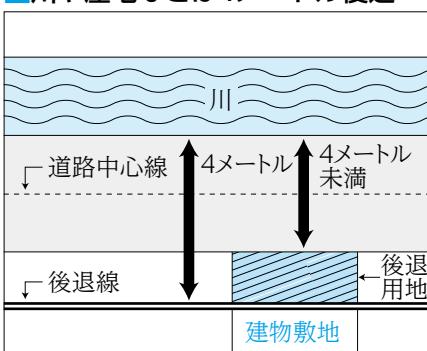
△後退用地を寄付していただいた場合

△後退用地などの測量や分筆に直接要した費用について、助成金を交付します。  
△すみ切り用地（下の図3）を寄付した場合は、報奨金を交付します。

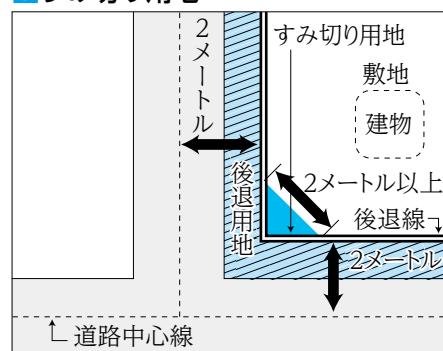
### 1 道路の中心線から2メートル後退



### 2 川や崖地などは4メートル後退



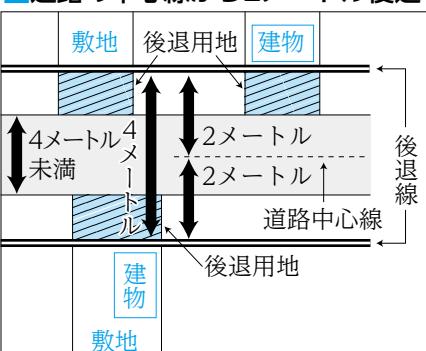
### 3 すみ切り用地



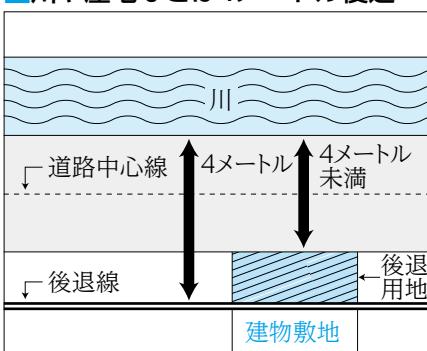
◎自死遺族支援わかちあいの会こもれび ▽日時 12月5・19日(土)、午後2時～4時 ▽会場 とちぎ福祉プラザ(若草1丁目) ▽内容 大切な人を自死により亡くした人々の思いを分かち合う ▽対象 家族や身近な人を自死で亡くした人 ▽費用 200円。問 栃木いのちの電話事務局☎(622)7970、保健予防課☎(626)1114

- 4 関 建築指導課☎(632)257  
●後退用地の使用に同意していただいた場合  
△市で舗装などの整備をした後、後退用地の固定資産税、都市計画税の免除の手続きを行います。

### 1 道路の中心線から2メートル後退



### 2 川や崖地などは4メートル後退



### 3 すみ切り用地

